



# 栃木県公報

平成28年  
2月5日(金)  
号外  
第3号

## 目次

### 規則

- 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 1
- 栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部改正…………… 1
- 栃木県屋外広告物条例施行規則の一部改正…………… 2

## 規則

### 栃木県規則第一号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十八年二月五日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成十五年栃木県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の1栃木県産業技術センターの部(1)機械加工機器類の款NC放電加工機の項の次に次のように加える。

小型ファイバーレーザ加工機	1時間につき	710円
---------------	--------	------

別表第二の1栃木県産業技術センターの部(3)物性試験機器類の款振動解析装置の項の次に次のように加える。

スクラッチ試験装置	1時間につき	1,500円
-----------	--------	--------

別表第二の1栃木県産業技術センターの部(4)寸法・形状測定機器及び表面観察機器類の款万能測長機の項の次に次のように加える。

非接触型形状測定機	1時間につき	5,410円
-----------	--------	--------

別表第二の1栃木県産業技術センターの部(6)分析機器類の款キャピラリーガスクロマトグラフの項の次に次のように加える。

グロー放電発光分析装置	1時間につき	6,350円
-------------	--------	--------

別表第二の1栃木県産業技術センターの部(6)分析機器類の款酸素窒素同時分析装置の項中「酸素窒素同時分析装置」を「酸素窒素水素同時分析装置」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十八年二月八日から施行する。

### 栃木県規則第二号

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十八年二月五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則（平成十五年栃木県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の栃木県産業技術センター手数料細目表の部第一項第八号(2)から(5)までを次のように改める。

- (2) 表面粗さ測定
  - イ 接触式によるもの 千三百円
  - ロ 非接触式によるもの 三千九百円
- (3) 形状測定
  - イ 接触式によるもの 二千九百九十円
  - ロ 非接触式によるもの
    - (イ) 一試料につき形状の数が一まで 四千六百六十円
    - (ロ) 一試料につき形状の数が一を超える場合は、その超える形状の数ごとに 千九百九十円
- (4) 歯車測定
  - イ 接触式によるもの 一万六千四百円
  - ロ 非接触式によるもの 二万四千四百円
- (5) 真円度測定
  - イ 接触式によるもの 二千九百九十円
  - ロ 非接触式によるもの 五千四百二十円

別表の栃木県産業技術センター手数料細目表の部第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

- 10 表面処理膜等の密着性試験 六千六百元

別表の栃木県産業技術センター手数料細目表の部第八項に次の一号を加える。

- 17 グロー放電発光分析装置による分析 二万五千元

附 則

この規則は、平成二十八年二月八日から施行する。

(工業振興課)

栃木県規則第三号

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年二月五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県屋外広告物条例施行規則（平成十一年栃木県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 公共的団体が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等において表示し、又は設置する広告物又は掲出物件のうち当該広告物又は掲出物件が表示され、又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に適合するもので、屋外広告物表示（設置）届出書（催物等用）（別記様式第一号の三）に次に掲げる書類を添付して、知事に届け出たもの

- イ 広告物の形状等に関する図面
- ロ 表示又は設置の場所の位置図及び平面図
- ハ 表示又は設置の場所の使用権を証する書面
- ニ 当該催物等の実施要領等

三の三 国、地方公共団体及び公共的団体以外の者が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等（国又は地方公共団体が開催等を支援するものに限る。）において表示し、又は設置する広告物又は掲出物件のうち当該広告物又は掲出物件が表示され、又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等（単面に表示される広告物にあつては、県の景観の形成に関する計画、方針等）に適合するもので、屋外広告物表示（設置）届出書（催物等用）（別記様式第一号の三）に次に掲げる書類を添付して、知事に届け出たもの

- イ 広告物の形状等に関する図面
- ロ 表示又は設置の場所の位置図及び平面図

- ハ 表示又は設置の場所の使用権を証する書面
  - ニ 当該催物等の実施要領等
  - ホ 当該催物等に係る国又は地方公共団体の支援を証する書面
- 第八条の次に次の一条を加える。

(許可期間の基準)

第八条の二 条例第十三条第一項の規定により許可期間を定める場合には、別表第四に定める基準によるものとする。

第九条第一項及び第十条第一項中「広告物(」を「広告物(のぼり旗(自己の営業所等に表示し、又は設置するものに限る。)及び」に、「もの」を「広告物」に改める。

別表第一及び別表第二中

1面につき 1.5平方メートル以内かつ 表裏各1面以内	1面につき 1.5平方メートル以内かつ 表裏各1面以内	1面につき 1.5平方メートル以内かつ 表裏各1面以内	1面につき 1.5平方メートル以内かつ 表裏各1面以内	1面につき 1.5平方メートル以内かつ 表裏各1面以内	せ
1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	

1面につき 1.5平方メートル以内かつ 表裏各1面以内	1面につき 1.5平方メートル以内かつ 表裏各1面以内	1面につき 1.5平方メートル以内かつ 表裏各1面以内	1面につき 1.5平方メートル以内かつ 表裏各1面以内	1面につき 1.5平方メートル以内かつ 表裏各1面以内	に定める。
1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。)	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。)	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。)	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。)	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。)	

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第4(第8条の2関係)

広告物の種類	許可期間の基準
広告板、壁面広告物、広告塔、壁面突出広告物、置看板、広告幕、電柱若しくは街灯柱等を利用する広告物、車両に表示される広告物、アーチ、サインポール又はアーケード添加広告物	3年以内
のぼり旗(自己の営業所等に表示し、又は設置するものに限る。)	3月以内
のぼり旗(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。)、はり紙、はり札、立看板又はアドバルーン	1月以内

別記様式第一号の二の次に次の一様式を加える。

別記様式第 1 号の 3 (第 4 条関係)

屋 外 広 告 物 表 示 (設 置) 届 出 書 (催 物 等 用)

年 月 日

栃木県知事

様

届出者 住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 ( )

担当者 ( )

栃木県屋外広告物条例施行規則第 4 条第 2 項第 3 号の 2 (第 4 条第 2 項第 3 号の 3) の規定により、  
関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

催 物 等 の 名 称			
催物等の目的及び概要			
国又は地方公共団体の支援の種類 (栃木県屋外広告物条例施行規則第 4 条第 2 項第 3 号の 3 の規定により届け出する場合に限る。)	共催 ・ 後援 ・ その他 ( )		
広 告 物 の 種 類		数 量	
広 告 物 の 形 状 等	縦： m 高 さ： m 横： m 表示面数： 面 幅： m 表示面積： m <sup>2</sup>	特殊装置： 有・無 光源の点滅： 有・無	
表示又は設置の内容			
表示又は設置の場所 (車両にあつては車両が通行する経路)		地域区分	
表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工 事 施 行 者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 屋外広告業の登録 年 月 日 登録番号	電話番号	
添 付 書 類	1 広告物の形状等に関する図面 2 表示又は設置の場所の位置図及び平面図 3 表示又は設置の場所の使用権を証する書面 4 当該催物等の実施要領等 5 当該催物等に係る国又は地方公共団体の支援を証する書面 (栃木県屋外広告物条例施行規則第 4 条第 2 項第 3 号の 3 の規定により届け出する場合に限る。)		
		受 付	

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(略記略)